データ資料38 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数

(17年3月末現在)

		水質汚	濁	防 止 法	に基	ゔく	も の	瀬戸内法	ŧωi	商用を受		年3月末5	
法 施 行 令	* 4 4 7 7 4 7 7	平均排水	く量が	平均排水	量が	\	0 0			平均排水			3 349 /
	業種名又は特定施設名	30又は50)m ³ /日	30又は50	m ³ /日	小	計	30m ³ /				小	計
番 号		未満の				_		未満の	もの	以上の	もの		
1	鉱業	1				1							
1の2	畜産農業	316				316							
2	畜産食料品製造業	39		13		52				6		6	
3	水産食料品製造業	83		11		84				1		1	
4	保存食料品製造業	157		7		164		1		5		6	
5	みそ・醤油等製造業 パン・菓子製造業	60 28		5 4		65 32				3		3	
8 0	バン・果丁 製塩素 米菓製造業	20		4		20				<u>ა</u>		3	
10	飲料製造業	55		10		65				4		4	
11	動物系飼料等製造業	4		1		5							
12	動植物油脂製造業	5				5							
14	でん粉製造業	2				2							
16	めん類製造業	63		3		66				2		2	
17	豆腐等製造業	259		4		263				2		2	
18 <i>0</i> 2	冷凍調理食品製造業	2 220 /	6)	2	E \	360 (11 \			12 (E \	1 12 (E \
19 20	紡績業等 洗毛業	338 (6)	22 (5)	360 (1	11)			13 (5)	13 (5)
21	化学繊維製造業	ı		2 (1)	2 (1)			1 (1)	1 (1)
21Ø3	合板製造業	1		1	• /	2	. ,			<u>' ' ' </u>	_ ' /	<u> </u>	- ' /
22	木材薬品処理業	4 (3)			4 (3)						
23	パルプ・紙等製造業	26				26							
23の2	新聞・出版・印刷・製版業	15 (2)	1 (1)	16 (3)			1 (1)	1 (1)
24	化学肥料製造業	1 (1)	1 (1)	2 (2)						
26	無機顔料製造業 その他無機化学工業製品製造	6 (5)			6 (5)					 	
27 28	その他無機化子工業製品製造 カーバ 化法アセチレン誘導品製造業	1	ວ)			<u>6 (</u> 1	ວ)					 	
30	<u> </u>	'		1		1							
31	メタン誘導品製造業	1				1							
32	有機顔料等製造業	1 (1)			1 (1)						
33	合成樹脂製造業	2 (1)	1		3 (1)			1		1	
34	合成ゴム製造業	1 (1)			1 (1)						
39	硬化油製造業					0				4		4	
43 44	写真感光材料製造業 天然樹脂製品製造業	1		1		<u>1</u> 1				1		1	
46	るの他有機化学工業製品製造	4 (1)	5 (1)	9 (2)			3 (1)	3 (1)
47	医薬品製造業	4 (1)	1 (1)	5 (2)			- 0 (0 (. ,
50	試薬製造施設	1 (1)	. (1 (1)						
51の2	自動車用タイヤ等製造業												
52	皮革製造業	2				2							
53	ガラス等製造業	6 (3)	4 (4)	10 (7)						
54 55	セメント製品製造業 生コンクリート製造業	45 (76 (42) 51)	1 (1)	46 (81 (43) 52)			2 (1)	2 (1 \
<u>55</u> 56	エコノグリート表逗某 有機質砂かべ材製造業	1(1)	5 (1)	1 (1)			2 (1)	2 ()
58	会 宝業原料精製業	2	' /			2	. ,						
59	<u> </u>	8 (1)	1		9 (1)			1		1	
60	砂利採取業	46 (1)	2		48 (1)			1		1	
61	<u>鉄鋼業</u>												
62	非鉄金属製造業	2 (2)	0 /	٥ ١	2 (2)			4 /	4 \	4./	4.\
63	金属製品製造業	11 (5)	9 (6)	20 (11)			4 (1)	4 (1)
<u>63の2</u> 63の3	<u>空びん卸売業</u> 石炭を燃料とする火力発電所	5		1 (1)	<u>6</u> 1 (1)			1		11	
64	ガス供給業	1 (1)	1 (' /	1 (1)					†	
64の2	水道施設	10	. /	6		16	. ,	2		6		8	
65	酸・別別表面処理施設	63 (27)	18 (14)	81 (41)			10 (8)	10 (8)
66	電気メッキ施設	11 (7)	5 (5)	16 (12)			2 (2)	2 (2)
66 0 2	旅館業	1408		64 (1)	1472 (1)			21		21	
66Ø3	共同調理場	5		2		7				2		2	
66の4 66の5	<u>弁当仕出・製造業</u> 飲食店	18 22 (1)	11 23 (1)	29 45 (2)			5 9		5 9	
67		399 (23)	9 (1)	408 (24)	4 (1)	4 (1)	8 (2)
68	写真現像業	42 (2)	- 0 (. ,	42 (2)		· ,			0 (
68 0 2	病院(300床以上)	9		5 (1)	14 (1)			5 (1)	5 (1)
69	解体施設	2				2							
69Ø3	地方卸売市場			1		1						ļ	
70 <i>0</i> 2	自動車分解整備事業	7(1)	0 /	4 \	7 (1)	4		4 /	4 '	0 /	4 \
71 71の2	<u>自動式車両洗浄施設</u> 試験研究機関	435 (62 (1) 45)	2 (12 (1) 9)	437 (74 (2) 54)	1 (1)	1 (<u>1)</u> 4)	2 (<u>1)</u> 5)
710)2 710)3	武駛附九機関 一般廃棄物処理施設	15(7)	2 (1)	17 (8)	' (')	2 (1)		1)
7103 7104	<u> </u>	6 (1)	2 (1)	8 (2)			1	- ' /	1	- 1)
	トリクロロチレン、テトラクロロチレン又は	,	,	,		,	,					<u> </u>	
71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	18 (16)	2 (1)	20 (17)						
72	し尿処理施設	9 (2)	143 (5)	152 (7)	2 (2)	49 (2)	51 (4)
73	下水道終末処理施設			35 (15)	35 (15)			., ,			
74	共同排水処理施設	5		3		8				1		1	
	浄化槽(201~500人槽)	142 (1)	126		268 (1)						
合	計	4395 (264)	581 (79)	4976 (343)	11 (4)	176 (30)	187 (34)
	リ外の特定事業提についてけ リ	2 _											

⁽注)1淀川流域以外の特定事業場については、50m³/日以上のものとそれ未満のものとに分けています。

²⁽⁾内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。 3指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。